

## 1 本校の教育方針

本校は、生徒の興味・関心や、多様な学習ニーズに応じて、主体的に学ぶことができる多部制単位制高等学校として平成24年4月に開校した。同一敷地に知的障害のある生徒の社会的・職業的自立を支援するための職業教育に重点をおく特別支援学校を併設しており、交流及び共同学習を推進するとともに、それぞれの学校が、それぞれの設置趣旨に従って、校訓「日常実践」のもと、一人一人の生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む。

## 2 基本的な考え方

すべての生徒が安心して教育活動に取り組み、有意義で充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) いじめを決して許さない指導体制

いじめ防止等に関する措置を全教職員で取り組むとともに、より実効的に行うため、いじめ対応チームを設置する。

別紙1 いじめを決して許さない指導体制

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

### (3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有及び、いじめの事実確認等を迅速に行い、いじめの解決に向けた組織的対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応する。

別紙3 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受けた生徒の状況により学校が判断する。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を「相当の期間」の目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合等については、必要に応じて学校が判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至った旨の申し立てがあった場合は、校長の判断により適切に対応する。

## (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加え組織的に調査等を行い、速やかな事態の解決にあたる。

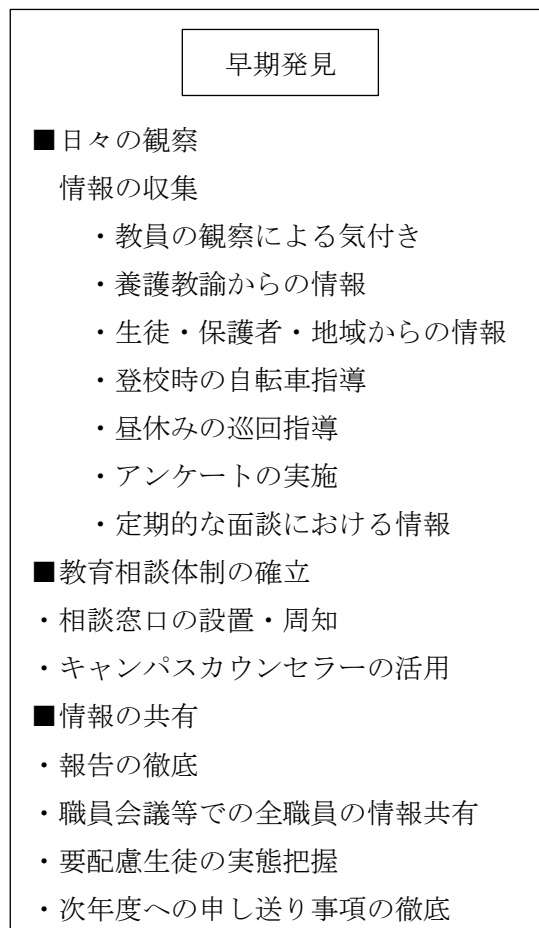
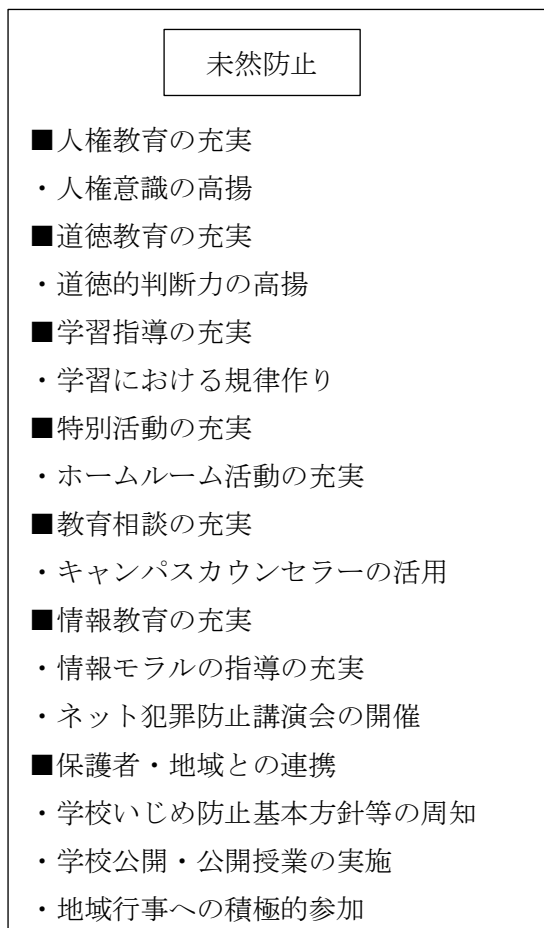
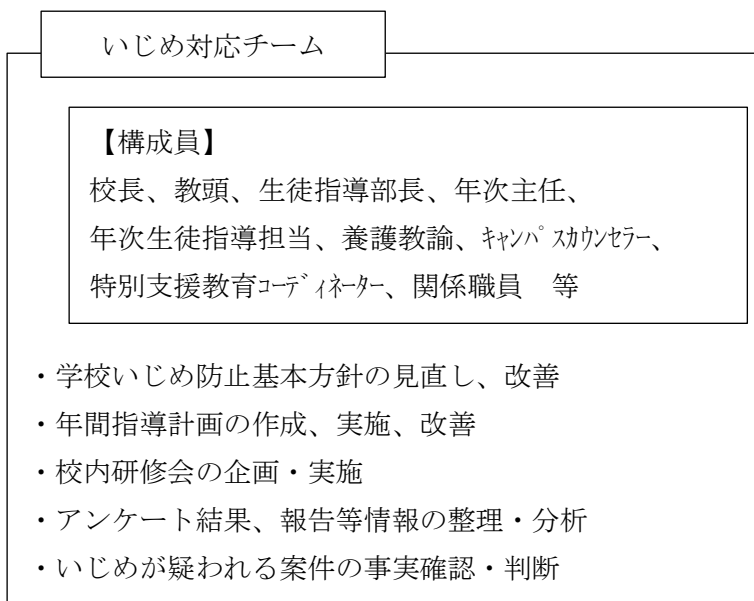
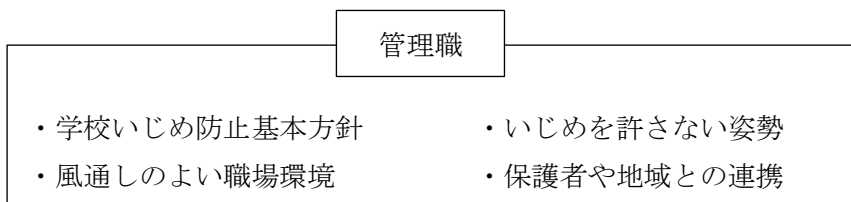
## 5 その他の留意事項

地域に信頼される学校づくりを推進している本校では、開かれた学校をめざし、積極的な情報発信に努めている。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があることから、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や三者懇談などを通じて、保護者や地域等への情報発信に努める。

また、いじめ防止等において実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に定期的に点検を実施し、必要に応じて方針の見直し等を行う。本方針の見直しについては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒や保護者等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒等の主体的かつ積極的な参加を確保するよう留意する。

いじめを決して許さない指導体制



## 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	特別支援教育委員会 職員研修会① ※1 保護者向け啓発活動 ※2	特別支援教育委員会 職員研修会② ※1	特別支援教育委員会 保護者向け啓発活動 ※2	特別支援教育委員会 カウンセリングマインド研修会① ※4	特別支援教育委員会 職員研修会③ ※1	特別支援教育委員会
未然防止組みへ向けた取り	生徒指導部長講話 1年次オリエンテーション	中高連絡会による情報収集	心の教育(いじめ防止)LHR①	年次主任講話		学校評議委員会①
早期発見組みへ向けた取り	教育相談 個別面談	教育相談	教育相談 いじめ実態アンケート① ※3	教育相談 個別面談		教育相談
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	特別支援教育委員会	特別支援教育委員会	特別支援教育委員会	特別支援教育委員会	特別支援教育委員会	特別支援教育委員会 カウンセリングマインド研修会② ※4 今年度の反省と次年度の課題
未然防止組みへ向けた取り	生徒指導部長講話	心の教育(いじめ防止)LHR②	年次主任講話	年次主任講話		学校評議委員会② 生徒指導部長講話
早期発見組みへ向けた取り	教育相談 個別面談 いじめ実態アンケート② ※3	教育相談	教育相談	教育相談 個別面談 いじめ実態アンケート③ ※3	教育相談	教育相談 中学校訪問による情報収集

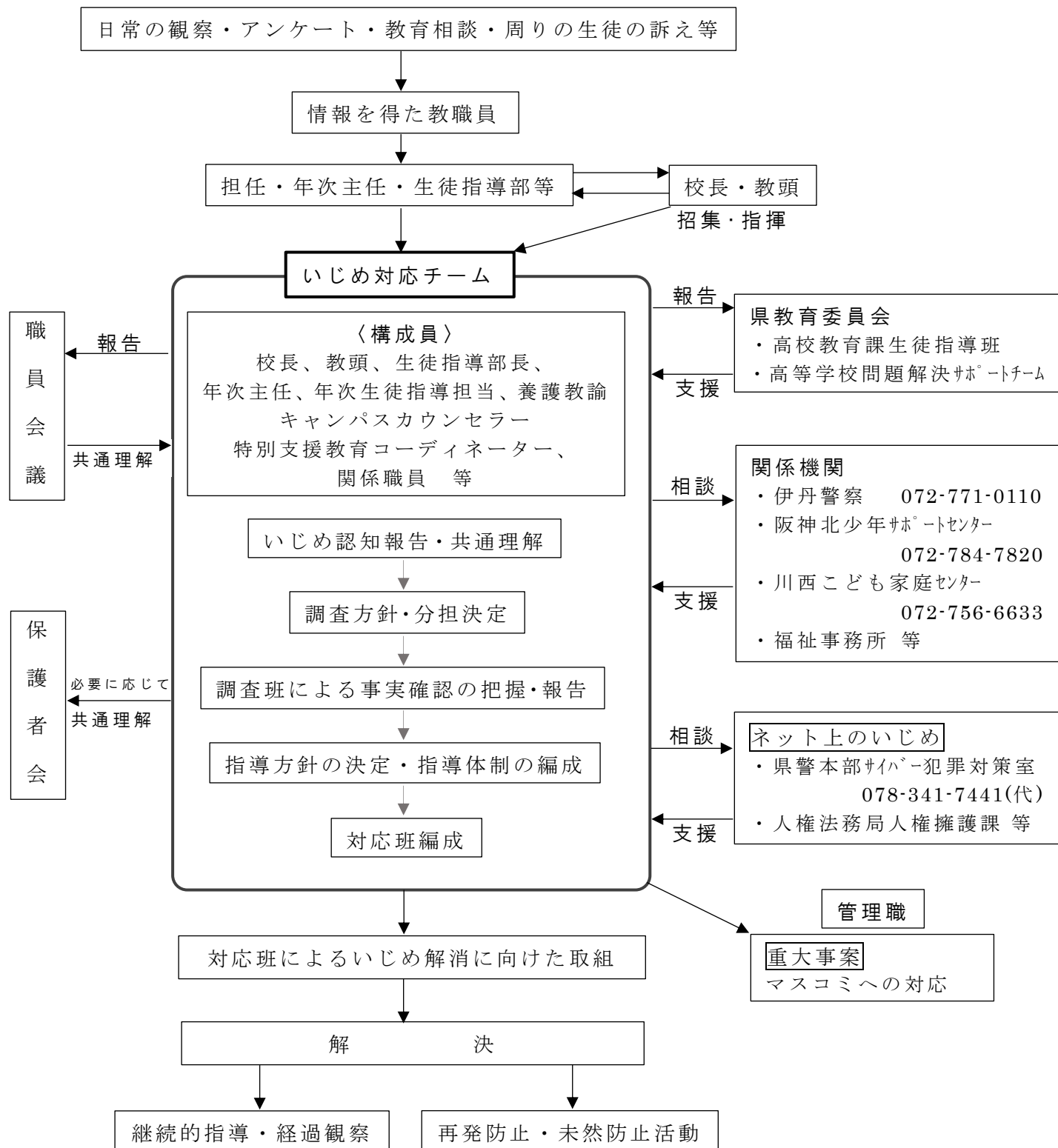
※1 職員研修会:いじめ防止基本方針を確認するとともに、いじめの防止や対応等について全教職員で共通理解を図る。

※2 保護者向け啓発活動:学校の指導方針を保護者へ周知する。

※3 いじめ実態アンケート:いじめの実態を把握するためのもので、原則として年に3回実施する。

※4 カウンセリングマインド研修会:外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。

いじめ発生時の組織的対応



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
  - ・ いじめを発見した時は、ただちに被害者、加害者の双方から事実関係を聞き取るとともに、周辺生徒からも状況を聞き取る。
  - ・ 必要に応じて、全校あるいは各部でアンケートを実施する。
- 必要に応じて双方の保護者に説明をする。
- 生徒同士の関係改善を図るとともに、傍観者への指導も行う。